

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第17回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成21年9月18日（金） 10:00～12:05

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）清水治，新関輝夫，永尾広久，仲家暢彦（委員長），野口郁子

（庶務）今坂総務課長，二宮総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(2) その他（報告事項）

5 審議資料

47 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

48 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）案（検察庁に対するもの）

49 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）案（弁護士会に対するもの）

6 協議等

(1) 委員長代理指名

委員長は，下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき，新関委員を委員長代理に指名した。

(2) 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ア 再任（判事任命）候補者に関する情報収集については，従前どおりの方法を執ることとなった。

イ 周知依頼文書（審議資料４８，４９）については，前回（第１６回）からの継続案件として以下のとおり意見が出された。

(ア) 審議資料４８，４９の一重波線部分を削除すべきか否かについて

庶務から，名古屋地域委員会でも「別添名簿につきましては，その情報管理に特段の配慮をされるよう，併せて周知していただきますようお願いします。」という文言を記載しているが，その他の庁についてはそのような記載はない旨報告した。

- ・ 前回議事要旨４ページの（２）アに記載されているとおり議論がなされる中で，依頼文書は全国統一の書式ではなく，福岡がプライバシーに配慮すべき文言を記載しているということに驚いた。

個人のプライバシーという意味では，生年月日くらいで，裁判官の氏名，所属，期はプライバシーに当たらないと考えている。この点に関しては，前回議事要旨の５ページにあるとおり，再任希望している事実がプライバシーに当たるといった意見もあったが，これをプライバシーと言っては，地域委員会は何もすることがなくなってしまう。

- ・ なぜ福岡地域委員会で，このような文言を記載したのか，経緯を調べてみた。

第１回議事要旨７ページに，弁護士任官に関して，情報の取扱いは厳密にお願いすることになるのではないかとされている。

裁判官については弁護士任官とは違うというような意見も出されているが，指名候補者から漏れるという場合もあり得るから，指名候補者であること自体がかなりのプライバシーに当たるので，弁護士任官と統一した取扱いにすべきということが述べられており，プライバシーについては，法曹三者の中だけに限ってオープンとされているという考えが述べられている。

第２回で，弁護士任官について審議資料７－２，裁判官再任については

審議資料 8 - 3 が審議され，7 - 2 に「裁判官指名候補者の氏名及び再任（任命）を希望していること自体が個人のプライバシーに当たる情報といえますので，」という注意文言が設けられている。

裁判官の再任については官報に掲載されるので，再任希望者をオープンにすれば，再任を希望したのにされなかった者が分かる。裁判官であれ，弁護士であれ，ネットに掲載されたりして，必要以上に情報を撒くことは相当ではないということから，情報管理が必要であるということから，このような文言が入ったのだと思われる。

- ・ 再任を希望して再任されなかったということが分かれば，弁護士になってもマイナスイメージが大きくなるだろう。そういう意味でも取扱いは厳密に行うべきではないか。
- ・ 弁護士任官の場合，裁判官の再任に比べ，拒否される例が少なくない。制度が始まってから，任官できなかった者が，既に累積で十数人いるのではないか。弁護士任官を希望する場合は，事件関係者に，その旨を周知することになるので，任官できなかったことが周囲に分かって，その後も弁護士業務を続けざるを得ないという現実がある。

私が地域委員になってから，再任拒否された裁判官で，弁護士として業務を行っている人を知っているが，その人は，弁護士として積極的に活躍しているし，再任拒否で世間の評価が低められたとは思えない。弁護士任官で拒否された者のダメージの方がよほど大きい。

- ・ 評価の問題であり，裁判官としての力量と，弁護士としての力量や評判は違うのだろう。ただ，一般の人には，再任拒否された人だということとは知られていないのではないか。
- ・ 法律家としての評価を知るために，法曹関係者には，情報を求めることになるが，それ以外の人には，情報を拡げてはいない。弁護士が任官を希望したが裁判官になれなかったことについても，弁護士の外には情報が流れ

ていないのではないか。だからこそ、情報管理について注意を促す必要があるのではないか。

- ・ 相手方の弁護士に知らせれば、その依頼者にも知らせざるを得ない。現に東京などではプライバシーに関する注意文言もないので、知らせていると思う。

再任希望している人の氏名をインターネットに登載して何が悪いのかというのが私の考えである。裁判官の人事評価、再任拒否は、公のものであり、指名諮問委員会委員だけではなく、国民の意思を反映させるべきである。弁護士任官も裁判官の再任も、市民に対して広く意見を求めるべきだと考えている。

最高裁判事は、国民審査が行われる。下級裁判所の裁判官については、指名諮問委員会が国民の意見を反映させるシステムができたのであり、それを優先させるためには、プライバシーの保護は後退するのが当然ということになる。だから福岡以外はプライバシーの注意文言をいれていないのである。

- ・ しかし、福岡以外にも、法曹関係者以外に情報提供を求めているわけではない。
- ・ そのようになっていないのは、怠慢であると考える。
- ・ 広く情報をばらまくことは実害があるので、相当ではないという常識的な考えがあると思う。他の地域委員会も、法律家として情報の取扱いに留意するのは当然という前提で記載していないというだけではないのか。私は、名古屋のような注意書きくらいはあってもしかるべきと思う。
- ・ 制度の根本的な改革を求められているように思える。この地域委員会には、国民に意見を求めるという役割は求められていないのではないか。
- ・ 指名諮問委員会規則 11 条に、「委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士

会，その他の団体又は個人に対して，資料の提出，説明その他の必要な協力を依頼することができる。」とある。これによれば，必要があれば広く国民の意見を反映させることが可能であるし，そうすべきであると考える。

- ・ この協力依頼は，情報の質や真偽を確かめるために，情報に関係する者への個別的な協力依頼ではないか。
- ・ 本来，そういうことができる委員会であるということである。
- ・ 再任希望していることが知られないのがベストである。実際に知れ渡っているという問題と，注意をするというのは別の話である。注意文言を付すのが相当と考える。
- ・ 個人のプライバシーには慎重に対処すべきという，常識的な表現ではないか。
- ・ 外部からの批判についても考慮しておく必要があると考えるので紹介したい。

ダニエル・フット氏は，著書「名もない顔もない司法」で，司法制度改革審議会が意見書で指名諮問委員会の設置を求めた趣旨は，下級裁判所の裁判官の任命過程についての透明性と客観性を確保し，この過程に国民の意思が反映されるようにすることだったが，現状はこの意見書の趣旨に十分応えられていないと指摘している。私は，前回の委員会後にこの本を読んで反省させられた。

新藤宗幸氏は，著書「司法官僚」で，中央委員会の議事要録は，議事の詳細が窺い知れず，重点審議者がどのような基準と手続で選定されたか公表されていないと批判しており，私も同感である。

重点審議者に関する所長の報告書は，判決や訴訟指揮だけではなく，職員との人間関係も重要視されているように見える。法曹資格を持たない職員の意見も反映されているが，この点についても必ずしも透明性をもった手続になっていないということも指摘しておきたい。

私はプライバシーに関する注意文言については、全面削除を求めているが、名古屋の文言を相当とする意見も出されている。全面削除が無理なら、せめて名古屋の文言にしてほしい。

- ・ 先ほど名古屋の注意文言を引き合いに出して意見を述べたが、それは、注意文言の必要性を言いたかったのもあって、名古屋の文言が相当という判断をしたわけではない。受け取った側は、なぜ文言が変わるのか違和感を感じると思うので、従前の文言どおりで良いと考える。
- ・ 私は、従前の注意文言の方が、プライバシーのためという理由が記載されている点で優れていると考える。

任官希望者を特定するという意味では、氏名等もプライバシー情報に当たると考える。

- ・ 第1回議事要旨8ページには、「一定程度のプライバシーは放棄したと理解せざるを得ないのではないかとと思われる。」とあるがこれをどう考えるか。
- ・ 直接情報を求める人に対して一定程度放棄するという趣旨ではないか。それ以外の人に対してまで、放棄するということを言っているわけではないのではないか。
- ・ 議事要旨のその直後に、法曹三者の関係に限っては、オープンという発想があるのかもしれないという意見が書かれているが、それと同じではないか。
- ・ 国民の意思を反映させるという審議会意見書の趣旨からすれば、情報を法曹三者に限るという解釈は正しくないと思う。
- ・ 会社に就職するときなどに履歴を提出したりすることも、プライバシーの一部放棄に当たると思うが、会社はそれを他に公表して良いということにはならない。人事情報をすべて透明にすることには無理がある。この制度は、それを前提に、透明性を担保するために外部委員を入れて委

員会が設置されたものと理解している。

むしろ，現代の傾向としては，プライバシーの侵害は戒められてしかるべきではないか。

- ・ この委員会の今後の円滑な進行のためにも，できる限り，全員が納得できる文言でまとめることはできないか。名古屋の文言又はそれに近い文言で，注意文言を残すということではどうか。

(イ) 審議資料 4 8 ， 4 9 の二重波線部分に「積極・消極いずれの意見でもいいので，多くの意見を寄せて欲しい」旨の文言を付加すべきか否かについて

- ・ 前回議事要旨にあるとおり，地域委員会で収集する情報はネガティブ情報であるという考えが述べられたのに対し，ポジティブ情報もネガティブ情報も集めて，同じ扱いとして欲しいという趣旨を述べたまでであり，その点について確認できれば，必ずしも文言を変えていただくなくても結構である。
- ・ 第 1 5 回，第 1 6 回の当委員会での私の意見は，本質論として，ネガティブ情報を集めるのが本来の趣旨だという考えを述べたのであり，ポジティブ情報，ネガティブ情報の双方を集めることについては，この委員会としては，異論のないところである。
- ・ 良い裁判官に対しては，良い情報を集めることも必要と考える。
- ・ 適否という言葉で，積極・消極という趣旨は含まれている。
- ・ 表現としては，他の表現ぶりとの整合性を考えても，今のままが適切である。

ウ イの(ア)，(イ)の意見を踏まえ，委員長から，(ア)について，審議資料 4 8 及び 4 9 の一重波線部分を「なお，別添名簿につきましては，その情報管理に特段の配慮をされるよう，併せて周知していただきますようお願いいたします。」と修文する旨，(イ)について，同二重波線部分を，原案のままの表現

とする旨、それぞれ提案され、いずれも委員全員が了承した。

エ 弁護士会あての周知依頼文書（審議資料４９）について、次の意見が出された。

従前から、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当でない旨の文言が記載されているが、九州弁護士連合会及び九州の単位弁護士会では、会員からの情報の取りまとめを行ったり、当委員会に対する段階評価式アンケートによる情報提供を行うことはしていないので、わざわざこのような文言を記載することはやめていただきたい。

(3) その他（報告事項）

ア 平成２１年度新任判事補任命候補者について

庶務から、現行司法修習第６２期の判事補任命候補者については、９月８日に開催された指名諮問に委員会において、審議され、答申が行われたこと、新司法修習第６２期の判事補任命候補者については、現在任命希望者の受付中であり、１２月の指名諮問委員会で審議される予定であることが報告された。

イ 平成２１年度上半期の答申結果について

庶務から、下級裁判所指名諮問委員会（第３５回）議事要旨に基づき、平成２１年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者の答申結果は、指名候補者１６６人のうち、１６２人については指名することが適当であるとされ、４人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた旨が報告された。

7 次回期日

既に定められている平成２１年１１月１１日（水） １５：００